



第90期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時



開催場所

東京都港区三田三丁目5番19号
住友不動産東京三田ガーデンタワー
ベルサール三田ガーデン 2F



インターネットによる議決権行使期限

2024年6月25日(火)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)による議決権行使期限

2024年6月25日(火)
午後5時30分到着分まで

株主様への お知らせ

本株主総会にご出席される株主様への
お土産をご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

シナネンホールディングス株式会社

証券コード：8132

SINANEN

エネルギーと住まいと暮らしのサービスで地域すべてのお客様の快適な生活に貢献する

目次

第90期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	7
事業報告	19
連結計算書類	38
監査報告	41

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

当社第90期（2023年度）定時株主総会招集ご通知をお届けするに当たり、ご挨拶申し上げます。

当社グループは、2023年度より第三次中期経営計画をスタートいたしました。しかし、電力事業におきまして、売上総利益が当初の想定を大きく下回り、業績に大きな影響を与えることとなりました。株主の皆様におかれましては、ご期待に反する結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。

このような状況を真摯に受け止め、電力事業につきましては事業の再構築を含む抜本的な見直しを進めております。また、経営責任の明確化を図るとともに、業績回復に向けた事業改革を強力に推進するため、経営体制を刷新することといたしました。今後、新たな経営体制の下、グループ一丸となって、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

引き続き、2027年度の創業100周年に向けて、経営基盤の強化を加速させ、成長戦略を実行し、脱炭素社会の実現に貢献する総合エネルギー・ライフクリエイティブ企業グループへの進化を目指すとともに、お客様の快適な住まいと生活の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

山崎 正毅



証券コード 8132
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

株主各位

東京都港区三田三丁目5番27号
シナネンホールディングス株式会社
取締役社長 山崎 正毅

招集ご通知

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://sinanengroup.co.jp/ir/stock/report.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シナネンホールディングス」または「コード」に当社証券コード「8132」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から6頁までのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

記

1 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

2 場 所 東京都港区三田三丁目5番19号住友不動産東京三田ガーデンタワー
ベルサール三田ガーデン2F

3 目的事項 報告事項

1. 第90期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

招集にあたっての決定事項

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、下記②～③は会計監査人が監査しております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

② 連結計算書類の「連結注記表」

③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶▶ <https://sinanengroup.co.jp/>

■ 議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）による議決権行使



議決権
行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権
行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン専用のQRコード（ID・パスワードのご入力不要）を記載しております。

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

株主総会にご出席される場合



株主総会
開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権をご行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

議決権行使のお取り扱い

書面とインターネットにより、議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるご行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回ご行使された場合は、最後に行われたご行使を有効といたします。

（ご参考）機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

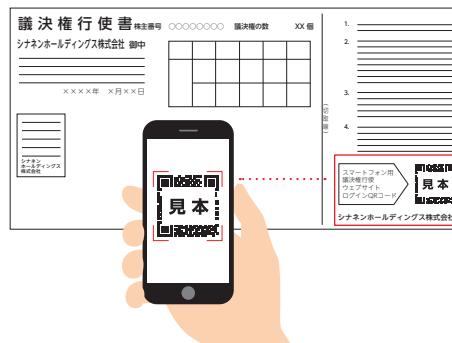
2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードをご入力することなく
議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※議決権行使書はイメージです。

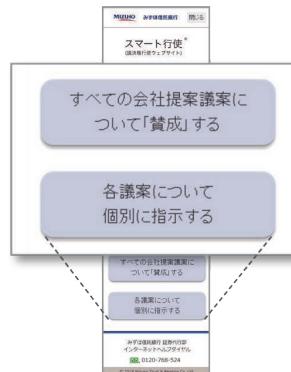


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

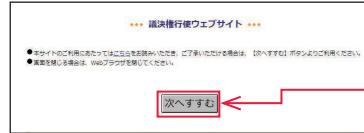


議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

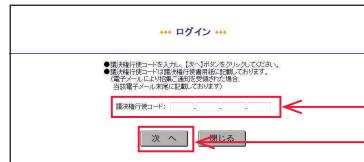
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

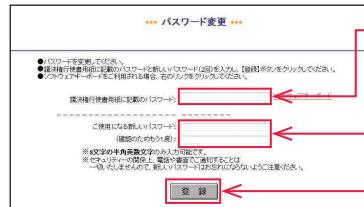
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご注意

インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

（受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00）

■ 株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

創業の地「品川」における環境共生、働きやすさ、コミュニケーションの取りやすさを追求した新本社ビルの建設に伴い、現行定款第3条（本店）に定める本店の所在地を「東京都港区」から「東京都品川区」に変更するものであります。なお、本変更につきましては、本店移転予定日である2024年7月29日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生日経過後、当該附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第3条（本店） 本会社は本店を東京都港区に置く。	第3条（本店） 本会社は本店を東京都品川区に置く。
（新 設）	（附則） 第2条（本店の所在地に関する経過措置） 定款第3条（本店）の変更は2024年7月29日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）山崎正毅氏、清水直樹氏、間所健司氏、三橋美和氏の4名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

また、監査等委員会は、取締役の選任について、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から検討を行い、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

やまざき まさき
山崎 正毅

再任

1955年1月19日生
所有する当社の株式数 5,900株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	AIU保険会社入社（現AIG損害保険株式会社）	2004年 4月	Vale, Japan株式会社入社
1996年 1月	Walt Disney Enterprise, Japan入社 （現The Walt Disney Company (Japan) Ltd.） Finance Director		取締役財務・経営管理担当
		2012年12月	同社代表取締役副社長
2001年 1月	Electronic Arts, Japan入社 CFO, Vice President	2016年 6月	当社社外取締役監査等委員（常勤）
		2018年 6月	当社代表取締役副社長企画担当役員
		2019年 6月	当社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

山崎正毅氏は、2019年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、グループ全体の経営の指揮を執り、強力なリーダーシップで経営課題に取り組む等、グループ全体の持続的な成長を図ってまいりました。この経営手腕は、新たな経営体制をサポートし、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

新任

なかごめ たろう
中込 太郎

1973年4月9日生
所有する当社の株式数 1,600株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月	当社入社	2020年 6月	タカラビルメン株式会社代表取締役社長 兼株式会社インデス代表取締役社長
2012年 2月	株式会社インデス代表取締役社長		兼株式会社ユテックス代表取締役社長
2020年 4月	株式会社インデス代表取締役社長 兼株式会社ユテックス代表取締役社長	2021年 6月	タカラビルメン株式会社代表取締役社長
		2023年10月	シナネンアジア株式会社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

中込太郎氏は、1997年に当社に入社後、営業部門で優れた実績をあげ、石油・ガス事業の拡大に大きく貢献してまいりました。2012年に株式会社インデスの代表取締役社長就任後は、強力なリーダーシップで業績を立て直し、素早い実行力のもと同社を成長させました。2023年10月には、建物維持管理事業を主導的にまとめてシナネンアジア株式会社を発足させ、今後の国内事業基盤の再整備・リテールサービス戦略強化の基盤を構築しました。また、当社のマネジメントの後任選定におけるサクセッション・プランにて、過去6年間で40人以上の対象者から外部研修等により選抜され、複数の外部講師の評価を受けた後、任意の指名・報酬委員会からの推薦を受け選定されております。これらの経験と実績は、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断したため、同氏を新たに取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

再任

みつはし みわ
三橋 美和

1973年9月16日生
所有する当社の株式数 2,600株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月	当社入社	2023年 6月	当社取締役CCO（現在）
2019年 4月	シナネンモビリティPLUS株式会社代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

三橋美和氏は、2019年に新規事業・シェアサイクルサービスを提供するシナネンモビリティPLUS株式会社の初代社長に就任し、データドリブンを重視するとともに、「地域活性化」と「わくわく感」を創出すべく、自治体や提携会社との強固な連携を構築してサービス品質を高め、同社を日本有数のシェアサイクル事業者に育て上げました。この経営手腕は、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者番号

4

なかむら てつや
中村 哲也1959年7月13日生
所有する当社の株式数 一株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）	入行	2016年 6月	同社常務取締役
2011年 2月	三菱UFJ証券株式会社 （現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）	転籍		兼三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役 兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員
2011年 6月	同社執行役員		2019年10月	当社入社
			2020年 4月	当社監査部長（現在）

取締役候補者とした理由

中村哲也氏は、大手金融機関における企画・リスク管理・コンプライアンス・審査・総務・米国駐在等の豊富な業務経験を経て、2019年10月に当社に入社後、公認内部監査人として内部監査部門の責任者を務めてきました。当社グループのガバナンス・リスクマネジメント・内部統制の構築に貢献してきた経験や高い見識を踏まえ、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

おおはし ひろゆき
大橋 弘幸

新任

社外

1976年6月19日生
所有する当社の株式数 一株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 4月	株式会社光通信入社 法人事業本部業種特化事業部 部長	2021年 4月	株式会社シック・ホールディングス取締役（現在）
2016年 8月	株式会社MEモバイル取締役（現在）	2022年 4月	株式会社光通信第二事業部Grp （現第一事業部Grp） 上席執行役員
2017年 4月	株式会社光通信 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部長	2023年 6月	株式会社DLXホールディングス （現株式会社アルシエ） 取締役
2018年 4月	同社 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部執行役員	2023年12月	株式会社N-STAFF（現株式会社アルシエ） 取締役（現在）
2019年 6月	株式会社エフティグループ取締役（現在）	2024年 1月	株式会社光通信第二事業部Grp上席執行役員
		2024年 4月	同社第一事業部Grp兼第二事業部Grp常務執行役員（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大橋弘幸氏は、広範な事業領域において、企業経営・ファイナンスについての幅広い見識を備えております。また、他の企業の経営者や取締役を務めるなど、豊富な経験を有しており、当社の持続的成長と企業価値向上に資する有益な意見陳述や的確な助言等の役割を期待し、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大橋弘幸氏は、当社のその他関係会社である株式会社光通信の常務執行役員を兼務しております。
3. 当社は、大橋弘幸氏が選任された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の34頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2024年7月1日に更新予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役5名のうち平野和久氏、篠連氏、三谷宏幸氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制強化のため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

しの
篠

れん
連

再任

社外

独立

1957年2月26日生
所有する当社の株式数 一株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年10月	司法試験合格	2016年 6月	当社社外取締役監査等委員（現在）
1989年 4月	弁護士登録	2018年 6月	高島株式会社社外取締役監査等委員（現在）
1990年 1月	光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士（現在）	2019年 6月	前田建設工業株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

篠連氏は、弁護士及び他の上場企業における社外取締役等としての幅広い見識と豊富な経験をもとに積極的に意見・提言等を行っており、当社コーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社経営の監督機能及び監査機能の向上、並びに当社のコーポレート・ガバナンスの向上に引き続き貢献していただけることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたしました。上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号

2

み た に ひ ろ ゆ き
三谷 宏幸

再任

社外

独立

1953年4月4日生
所有する当社の株式数 一株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	川崎製鉄株式会社（現JFEスチール株式会社）入社	2013年10月	オフィス三谷代表（現在）
1988年 5月	株式会社ボストンコンサルティンググループ入社		株式会社レイヤーズ・コンサルティング顧問（現在）
1992年 5月	日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 （現GEジャパン株式会社）企画開発部長	2014年 4月	東京大学工学系研究科 非常勤講師（現在）
1998年10月	General Electric Company 航空機エンジン北アジア部門 社長兼ゼネラルマネージャー	2019年 8月	大学院大学至善館 教授（現在）
2002年 5月	GE横河メディカルシステム株式会社 （現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）代表取締役社長	2019年11月	ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー
2005年 7月	General Electric Company 本社カンパニーオフィサー	2020年 7月	当社指名・報酬委員（現在）
2007年 5月	ノバルティスファーマ株式会社代表取締役社長（CEO）	2021年 7月	NCメディカルリサーチ株式会社 代表取締役社長（現在）
2008年 3月	ノバルティスファーマ株式会社代表取締役社長（CEO） 兼ノバルティスホールディングジャパン株式会社 代表取締役社長	2022年 6月	当社社外取締役監査等委員（現在）
		2024年 1月	CEAMS合同会社顧問（現在）
		2024年 2月	ラグビースクールジャパン監事（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三谷宏幸氏は、企業経営や大学教授など幅広い経験と人材育成をはじめとした豊富な見識をもとに積極的に意見・提言等を行っており、当社コーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社経営の監督機能及び監査機能の向上、並びに当社のコーポレート・ガバナンスの向上に引き続き貢献していただけることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

むらおか も と し
村岡 元司

新任

社外

独立

1964年1月1日生
所有する当社の株式数 一株



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	丸紅株式会社入社	2010年 6月	株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ (現株式会社エンバイオ・ホールディングス) 社外取締役
1992年 1月	株式会社日本総合研究所入社	2011年 8月	株式会社早稲田環境研究所社外取締役
2001年 6月	株式会社NTTデータ経営研究所入社	2017年 4月	新潟薬科大学応用生命科学部生命産業創造学科 教授
2006年 8月	株式会社ランドコンシェルジュ設立 (現株式会社エンバイオ・エンジニアリング) 代表取締役	2021年 7月	株式会社NTTデータ総合研究所 執行役員パートナー (現在)
2009年 4月	早稲田大学環境総合研究センター客員研究員 (現在)	2023年 4月	SBI大学院大学客員教授 (現在)
2009年10月	株式会社Jソーシャルソリューションズ設立 代表取締役		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村岡元司氏は、原子力材料工学の高い専門性のもと、環境経営戦略・脱炭素関連コンサルティング・環境エネルギーインフラの海外展開支援・脱炭素関連新規ビジネス創出支援等の豊富な経験を有しております。かかる実績と知見を踏まえ、当社グループが目指している脱炭素及び再生可能エネルギー事業への挑戦に対する有益な助言、当社経営の監督機能及び監査機能の向上、並びに当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけることを期待し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

たけなか よししげ
竹中 由重

新任

社外

独立

1980年7月31日生
所有する当社の株式数 一株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 9月	司法試験合格	2018年11月	神奈川県保険医協会
2010年12月	弁護士登録		指導監査対策委員会 委員（現在）
	馬車道法律事務所入所	2020年 6月	INEST株式会社（現INT株式会社）社外取締役
2016年 6月	INEST株式会社（現INT株式会社）社外監査役	2021年 6月	同社社外取締役監査等委員
	特定非営利法人MitoProject 監事（現在）	2022年10月	INEST株式会社社外取締役監査等委員（現在）
		2023年 7月	株式会社ザッパラス社外取締役監査等委員（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹中由重氏は、弁護士としての経験と専門知識に加え、他の上場企業における社外取締役等としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社経営の監督機能及び監査機能の向上、並びに当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけることを期待し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、篠連氏及び三谷宏幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、村岡元司氏及び竹中由重氏が選任された場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 当社は、篠連氏及び三谷宏幸氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。また、村岡元司氏及び竹中由重氏が選任された場合、当社は、両氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の34頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2024年7月1日に更新予定であります。
6. 本総会終結時における監査等委員である社外取締役就任期間は、篠連氏は8年、三谷宏幸氏は2年であります。

（ご参考）取締役会の構成 [2024年6月26日以降の予定]

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成するものとします。

そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

なお、当社の取締役候補者は、任意の指名・報酬委員会の意見に基づき取締役会が決定しており、以下の取締役会の構成は、本株主総会における第2号議案、第3号議案が原案どおりご承認いただいた場合を前提に作成しております。

取 締 役	当社が各取締役に特に期待する分野						●男性 ●女性		
	企業経営	営業 マーケティング	財務 会計	法務・リスク マネジメント	人事 労務	国際性 サステナビリティ			
山 崎 正 毅	○		○			○	○	●	
中 込 太 郎	○	○			○		○	●	
三 橋 美 和	○	○			○		○	●	
中 村 哲 也	○		○	○		○		●	
大 橋 弘 幸	○	○	○					●	
宗 像 雄 一 郎	監査等委員	社外	独立		○	○	○	○	●
篠 連	監査等委員	社外	独立		○	○			●
村 尾 信 尚	監査等委員	社外	独立		○	○	○	○	●
三 谷 宏 幸	監査等委員	社外	独立	○	○		○	○	●
村 岡 元 司	監査等委員	社外	独立	○			○	○	●
竹 中 由 重	監査等委員	社外	独立		○	○			●

※上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

やすだ あきよ
安田 明代

社外

独立

1975年12月10日生
所有する当社の株式数 一株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年11月	司法試験合格	2017年 7月	新樹法律事務所入所パートナー弁護士
2004年10月	弁護士登録	2018年10月	民事調停官（非常勤裁判官）
2004年10月	光和総合法律事務所入所	2019年 2月	寺本法律会計事務所入所パートナー弁護士（現在）
2016年 6月	当社補欠取締役監査等委員（現在）	2019年 6月	池上通信機株式会社社外取締役（現在）
		2023年 3月	中野冷機株式会社社外監査役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安田明代氏は、弁護士及び他の企業の社外取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この見識を活かして特に法務及び法規制上の観点から取締役の職務執行に対する監督・助言等の役割を期待し、同氏を補欠の社外取締役候補者といたしました。上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安田明代氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 安田明代氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 安田明代氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の34頁に記載のとおりです。安田明代氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2024年7月1日に更新予定であります。

以上

(ご参考)

【社外取締役の独立性に係る基準】

当社では、独立社外取締役を選任するにあたり、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」といいます）の出身者
2. 当社の大株主（注1）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ・当社グループの主要な取引先（注2）
 - ・当社グループの主要な借入先（注3）
 - ・当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 社外役員の相互就任関係（注5）となる他の会社の業務執行者
7. 前項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいい、大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務責任者をいいます。
2. 主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいいます。
3. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいいます。
4. 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとします。
- ・当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額とします。
 - ・当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額とします。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなします。
5. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいいます。

【監査等委員会の意見】

取締役の選任については、社外取締役である監査等委員を委員長とする任意の指名・報酬委員会において、当社の取締役選任方針を踏まえて、会社の業績や資質・実績等を適正に評価した結果であると判断しております。なお、一部の監査等委員からは大株主出身者等を社外取締役候補者にするにあたり、少数株主との利益相反リスクについて留意すべきとの意見がありましたが、監査等委員会としては会社法に基づく株主総会で意見陳述する特段の事情はないと判断しております。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内エネルギー業界においては、主力の石油類・LPGガスの仕入価格に影響を及ぼす原油価格・プロパンCIPが、主要産油国による協調減産の延長などを受けて一時急騰したものの、世界的な温暖化や中国の景気低迷などによる需給の緩みが影響し、全体としては前連結会計年度と比べて低位で推移しました。また、電力市場においては、燃料価格の低下と需要の減少により電力需給が安定しており、卸電力市場価格は前連結会計年度と比べて、全体としては低位で推移しました。

このような環境の中、当社グループは、2027年度の創業100周年に向けて当連結会計年度から第三次中期経営計画をスタートさせ、「脱炭素社会の実現に貢献する総合エネルギー・ライフクリエイティブ企業グループへの進化」というビジョン達成に向けて、経営基盤の強化を加速させ、成長戦略を進めています。事業面では、「既存事業の収益拡大」と「脱炭素社会の実現に寄与する新規事業創出」の両輪で収益性の向上を図ってきました。

その結果、当連結会計年度の業績については、石油類と電力の販売数量が増加したことにより、売上高は3,482億82百万円（前連結会計年度比1.8%増）となりました。

損益面は、電力事業において、前連結会計年度に調達した相対電源を、低位で推移する卸電力市場価格の影響を受けた「逆ザヤ」での売却を余儀なくされたことなどにより売上総利益が悪化し、営業損失は7億11百万円（前連結会計年度は営業利益8億95百万円）となりました。その一方、受取配当金や受取保険金など営業外収益を10億57百万円計上した影響などにより、経常利益は93百万円（前連結会計年度比92.4%減）となりました。また、「令和6年能登半島地震」により損傷した太陽光発電設備等の災害による損失など特別損失を3億89百万円計上した影響などにより、親会社株主に帰属する当期純損失は10億39百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益4億78百万円）となりました。

なお、電力事業については、損失リスクを最小化するべく、今後の実施体制の見直しを行いました。BtoB事業においては、市場連動型プランへの移行の推進を図る一方、BtoC事業においては、他社のbalancingグループ（複数の小売電気事業者が1つのグループを形成し、一般送配電事業者との間で1つの託送供給規約を結ぶ仕組み）に参加し、電源調達と需給管理を委託することで、需給バランスの最適化を図っていきます。

《ご参考》 業績ハイライト

売上高	営業損失	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純損失
3,482億82百万円	7億11百万円	93百万円	10億39百万円

セグメント別事業概要



エネルギー卸・小売周辺事業 (B to C事業)

主要な事業内容

- 家庭向け及び小売事業者向けLPガス等各種燃料販売事業
- リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業
- 都市ガスの供給事業
- LPガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業

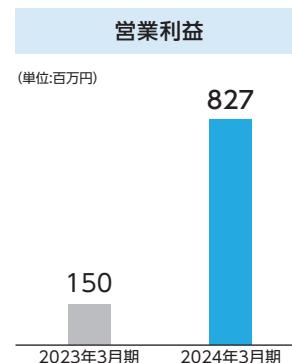
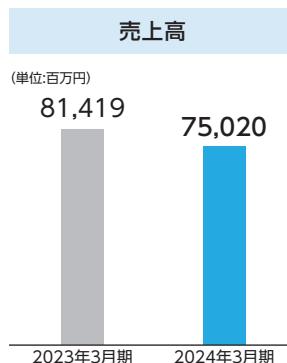


売上面は、主力の「LPガス・灯油販売」において、平均気温が平年と比較して高くなったことで販売数量が低調に推移し、減収となりました。

損益面は、主力のLPガス販売において前連結会計年度に行った価格改定が寄与し、増益となりました。

なお、第三次中期経営計画で示した顧客数拡大に向けた新たな取り組みとして、CO₂排出量を実質ゼロとする「ミライフカーボンニュートラルLPガス」の販売を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるエネルギー卸・小売周辺事業の売上高は750億20百万円（前連結会計年度比7.9%減）、営業利益は8億27百万円（前連結会計年度比448.0%増）となりました。





エネルギーソリューション事業 (B to B事業)

主要な事業内容

- 各種石油製品販売事業
- 電力販売事業
- 太陽光発電事業
- 太陽光発電システムの販売及びメンテナンス事業
- 住宅設備機器販売事業
- 国内外での再生可能エネルギー電源開発事業

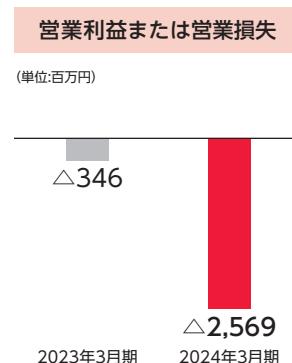
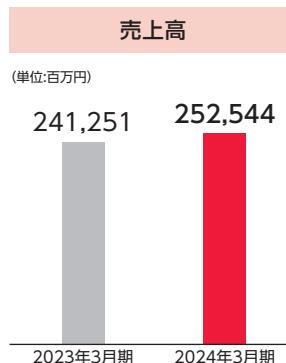


売上面は、主力の石油事業において、軽油と重油を中心に前連結会計年度を上回る販売数量を確保しました。また、電力事業において、市場連動型プランの新たな大口顧客を獲得したことなどにより、増収となりました。

損益面は、前述した電力事業における売上総利益の悪化が大きく影響し、赤字幅が拡大しました。

なお、オフサイトコーポレートPPAによる再生可能エネルギー電力の供給開始やCO₂排出量削減に寄与する次世代バイオディーゼル燃料「サステオ」の取り扱い開始など、第三次中期経営計画で示した「電力・再生可能エネルギーなど総合エネルギーサービスへのポートフォリオ転換」に向けた取り組みを進めています。

以上の結果、当連結会計年度におけるエネルギーソリューション事業の売上高は2,525億44百万円（前連結会計年度比4.7%増）、営業損失は25億69百万円（前連結会計年度は営業損失3億46百万円）となりました。





非エネルギー事業

主要な事業内容

- 自転車事業
- シェアサイクル事業
- 環境・リサイクル事業
- 抗菌事業
- システム事業
- 建物維持管理事業



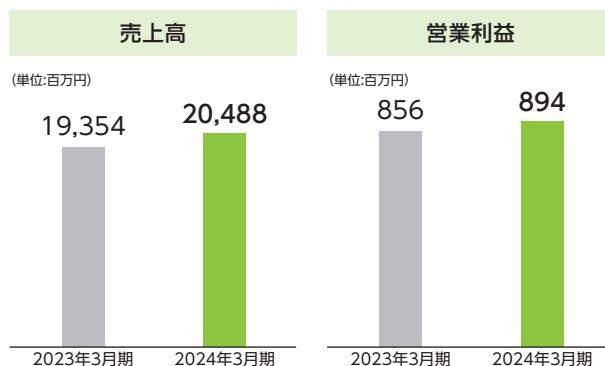
非エネルギー事業全体としては、自転車事業が好調に推移したことなどにより、増収増益となりました。

事業別の状況は、次のとおりです。

自転車事業（シナネンサイクル株式会社）は、前連結会計年度後半より実施した価格改定の寄与に加えて、プライベートブランド製品の販売強化や新規法人開拓を推進し、増収増益となりました。

シェアサイクル事業（シナネンモビリティPLUS株式会社）は、シェアサイクルサービス「ダイチャリ」の拠点開発を推進するとともに、埼玉県蕨市など新たな地方自治体との実証実験を開始しました。2024年3月末現在、ステーション数3,500カ所超、設置自転車数12,000台を超える規模に拡大し、増収となった一方、バッテリー交換に伴う販管費の増加などが影響し、減益となりました。また、他社のメンテナンスを担う体制を構築し、HELLO CYCLING全体の運営品質の向上を推進しています。

環境・リサイクル事業（シナネンエコワーク株式会社）は、新設住宅着工戸数の伸び悩みによる建設系廃木材の発生量減少に加え、運送費など変動費の増加により、減収減益となりました。



抗菌事業（株式会社シナネンゼオミック）は、中国経済の低迷に起因する海外向け需要減少の影響があった一方、国内向けの販売が順調に推移しており、全体では増収増益となりました。なお、フィンランド発の天然系抗菌剤の独占販売代理契約を締結するなど、新たな取り組みを進めています。

システム事業（株式会社ミノス）は、主力のLPガス基幹業務システムが安定的に貢献し、前連結会計年度並みの収益となりました。なお、顧客情報システム（電力CIS）については、市場の変動に応じて価格・サービスを調整する市場連動機能を構築するなど、新たな開発を随時進めています。

建物維持管理事業を手掛けるグループ4社は、2023年10月よりシナネンアクシア株式会社として統合し、総合建物メンテナンス会社として、新たなスタートを切りました。当連結会計年度は、集合住宅の建物メンテナンス業務のエリア拡大に加え、斎場・病院など施設運営業務が好調に推移し増収となった一方、統合に伴う販管費の増加などが影響し、減益となりました。なお、第三次中期経営計画で示した「業務エリアのさらなる拡大」に向けて、埼玉エリアにおいて新たな拠点開設を準備しています。また、大型物件の管理開始など「安定収益の確保」に向けた取り組みの成果も現れています。

以上の結果、当連結会計年度における非エネルギー事業の売上高は204億88百万円（前連結会計年度比5.9%増）、営業利益は8億94百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

※ CISとは、Customer Information Systemの略で、顧客情報の管理から契約形態に合わせた料金計算、請求までの業務を一括で管理できるシステムのこと。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	売上高	構成比	前期
	百万円	%	百万円
エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）	75,020	21.5	81,419
エネルギーソリューション事業（B to B事業）	252,544	72.5	241,251
非エネルギー事業	20,488	5.9	19,354
その他の	229	0.1	228
	百万円	%	百万円
合計	348,282	100	342,254

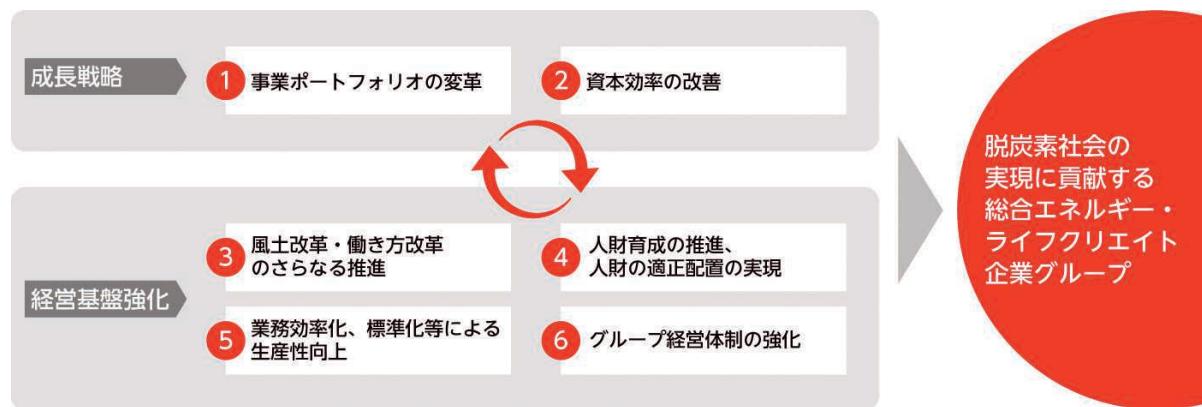
(2) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である石油・ガス事業を取り巻く環境は、国内人口の減少、省エネルギーの普及、ライフスタイルの変化などによりエネルギー需要の減少傾向が続き、引き続き厳しい状況にあります。また、世界的な脱炭素・SDGsへの意識の高まりに加えて、国内でも2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速する中、総合エネルギーサービス企業グループとして責任ある対応が強く求められています。

当社グループでは、こうした経営環境の変化や時代の潮流に対応すべく、当連結会計年度より、「脱炭素社会の実現に貢献する総合エネルギー・ライフクリエイト企業グループへの進化」を目指すビジョンとする第三次中期経営計画を新たにスタートさせました。

第三次中期経営計画で掲げるビジョンの実現に向けて、経営基盤の強化を加速させるとともに、成長戦略を確実に実行することが、当社グループの対処すべき課題と考えています。

なお、第三次中期経営計画の全体戦略は、以下のとおりです。



【成長戦略】

・事業ポートフォリオの変革

季節や気候など外部環境による影響が大きい石油・ガス事業に依存した事業ポートフォリオから、外部環境による影響が少ない持続可能な事業ポートフォリオに移行すべく、電力事業や再生可能エネルギー事業、生活関連事業を中心に成長領域を特定し、経営資源の集中投下を行うとともに、新規事業の創出を推進していきます。また、ポートフォリオの変革を明確化すべく、第三次中期経営計画期間中に、事業セグメントの変更を行っていきます。

事業セグメントの変更（第三次中計期間中を予定）

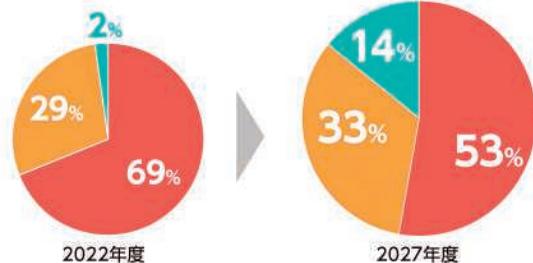
- BtoC事業 エネルギー卸・小売周辺事業
- BtoB事業 エネルギーソリューション事業
- 非エネルギー事業



事業ポートフォリオの変革

売上総利益の計画イメージ ※円の大きさは売上総利益額を想定

- 石油・ガス事業
- ライフクリエイト事業
- 電気・環境ソリューション事業



・資本効率の改善

建物維持管理事業の統合を皮切りに、既存事業の選択と集中を踏まえたグループ内再編を推進します。また、主力事業におけるエリア効率性の向上を促進し、収益の最大化を図ります。

特に、2024年度においては、「国内事業基盤の再整備」と「リテールサービス戦略の強化」を実行することで、事業構造改革を推進していきます。

【経営基盤強化】

・風土改革・働き方改革のさらなる推進

第二次中期経営計画から進めてきた風土改革と働き方改革をさらに推し進め、個を高め活かしあう自由闊達な組織風土の醸成と、社員の成長に資する制度や仕組みの整備を進めていきます。

・人財育成の推進、人財の適正配置の実現

企業価値は社員の市場価値の総和であるという考えのもと、社員の自律的成長に資する育成体系の整備を行うとともに、事業ポートフォリオに基づく人員シフトを進め、利益最大化をもたらす組織の構築を目指します。

・業務効率化、標準化等による生産性向上

事業戦略に沿った最適な業務プロセスの構築や新たな基幹システムの構築によるスムーズな経営管理体制の確立により、生産性の向上を進めていきます。

・グループ経営体制の強化

グループガバナンスの強化、とりわけ、リスク管理体制の強化と実効的・機動的なグループ経営体制の構築に取り組んでいきます。特に、2024年度においては、ポートフォリオマネジメントの強化、とりわけ投資リスクの管理を強化するとともに、本社費用などコスト管理を徹底し効率的で無駄のない経営を実現することを優先的に対処すべき課題として、捉えています。また、事業部門・事業会社間の横断的な連携やデジタル技術による新たな価値の創出に取り組み、グループ経営体制を強化していきます。

以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

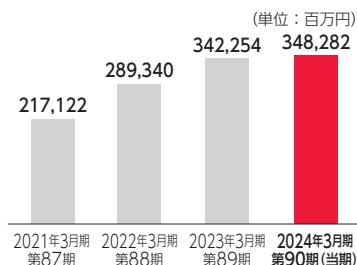
(単位：百万円)

区 分	2021年3月期 第87期	2022年3月期 第88期	2023年3月期 第89期	2024年3月期 第90期 (当期)
売上高	217,122	289,340	342,254	348,282
営業利益	2,935	2,480	895	△711
経常利益	3,023	3,272	1,227	93
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,717	2,487	478	△1,039
1株当たり当期純利益	249.83円	228.33円	43.82円	△95.53円
総資産	96,834	104,908	101,350	108,480
純資産	51,905	54,381	53,631	53,315
1株当たり純資産額	4,707.96円	4,922.46円	4,902.63円	4,900.02円

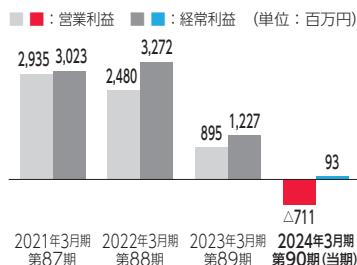
(注) 第88期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用し、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っています。

《ご参考》

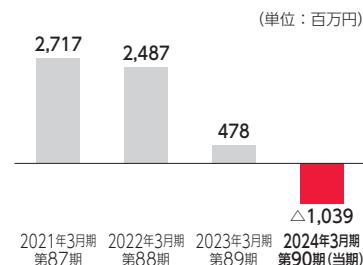
売上高



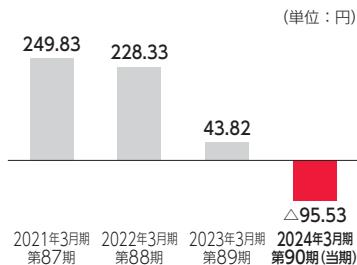
営業利益／経常利益



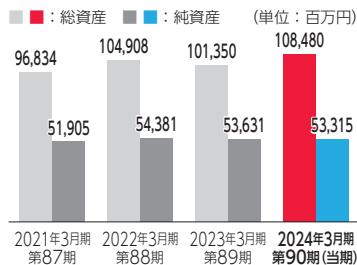
親会社株主に帰属する当期純利益



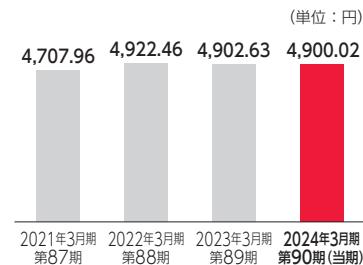
1株当たり当期純利益



総資産／純資産



1株当たり純資産額



(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は25億円であり、その主なものは次のとおりです。

- ・ガス事業での供給設備設置等
- ・太陽光発電設備
- ・シェアサイクル事業に関わる投資
- ・ソフトウェアの導入事務所等の改修、建替え
- ・事務所等の改修、建替え
- ・灯油センター設備等

(5) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(6) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前 期 比 増 減
エネルギー卸・小売周辺事業 (B to C事業)	905名 (240名)	35名増 (3名増)
エネルギーソリューション事業 (B to B事業)	224名 (126名)	4名減 (3名減)
非 エ ネ ル ギ ー 事 業	513名 (1,232名)	35名増 (67名増)
全 社 (共 通)	122名 (16名)	5名増 (3名増)
合 計	1,764名 (1,614名)	71名増 (70名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
122名 (16名)	5名増 (3名増)	43.5歳	9.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、社外への出向者、社外からの出向者を除いて計算しています。

(7) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

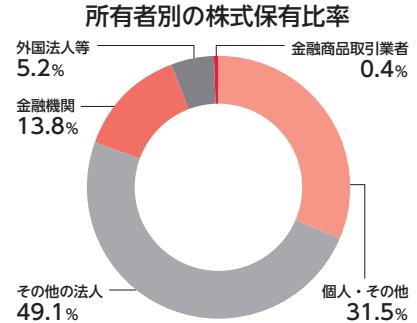
借	入	先	借	入	額					
					百万円					
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	4,000	
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	行	4,000

(8) 主要な事業所並びに重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

当 社 本 社 東京都港区三田三丁目5番27号				資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
				百万円	%	
子会社	ミライフ西日本株式会社	本社	大阪市西区	90	100.00	各種燃料販売
	ミライフ株式会社	本社	東京都港区	300	100.00	各種燃料販売
	ミライフ東日本株式会社	本社	仙台市青葉区	200	100.00	各種燃料販売
	シナネン株式会社	本社	東京都港区	100	100.00	各種燃料販売
	シナネンサイクル株式会社	本社	東京都港区	100	100.00	自転車の輸入販売
	シナネンモビリティPLUS株式会社	本社	東京都港区	30	100.00	シェアサイクル
	シナネンエコワーク株式会社	本社	東京都港区	30	100.00	環境・リサイクル
	株式会社シナネンゼオミック	本社	名古屋市港区	50	100.00	抗菌剤製造販売
	株式会社ミノス	本社	東京都港区	95	100.00	コンピュータシステムサービス
シナネンアクシア株式会社	本社	東京都新宿区	10	100.00	建物維持管理	

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,520,600株
- (2) 発行済株式の総数 13,046,591株
(自己株式2,169,811株を含む。)
- (3) 株主数 4,485名
- (4) 大株主



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社 U H P a r t n e r s 2	1,067	9.81
株式会社 U H P a r t n e r s 3	818	7.52
株式会社 エ ス ア イ エ ル	815	7.49
光 通 信 株 式 会 社	811	7.46
コスモ石油マーケティング株式会社	789	7.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	681	6.26
明治安田生命保険相互会社	672	6.17
シナネングループ取引先持株会	449	4.12
出光興産株式会社	379	3.48
リンナイ株式会社	374	3.44

- (注) 1. 当社は自己株式2,169,811株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式2,169,811株を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く。)	当社普通株式 0株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告32頁から34頁までの「(2) 取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 崎 正 毅	
代表取締役専務	清 水 直 樹	シナネン株式会社代表取締役社長
取 締 役	間 所 健 司	
取 締 役	三 橋 美 和	CCO
監査等委員である 取締役 (常勤)	平 野 和 久	一般社団法人Japan Society of U.S.CPAs代表理事
監査等委員である 取 締 役	篠 連	光和総合法律事務所パートナー弁護士 高島株式会社社外取締役 (監査等委員)
監査等委員である 取 締 役	村 尾 信 尚	関西学院大学教授 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム顧問
監査等委員である 取 締 役	三 谷 宏 幸	オフィス三谷代表 株式会社レイヤーズ・コンサルティング顧問 東京大学工学系研究科非常勤講師 大学院大学至善館教授 NCメディカルリサーチ株式会社代表取締役社長 CEAMS合同会社顧問 ラグビースクールジャパン監事
監査等委員である 取 締 役	宗 像 雄 一 郎	霞ヶ関キャピタル株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員である取締役を選定する旨を定めております。当該規程に基づき平野和久氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
2. 監査等委員である取締役の平野和久氏、篠連氏、村尾信尚氏、三谷宏幸氏、宗像雄一郎氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
3. 監査等委員である取締役の平野和久氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役の篠連氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役の宗像雄一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、会計及び監査に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役の報酬等

当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	101	98	3	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	49	49	—	—	5

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬である事後交付型業績連動型株式報酬は、当事業年度の費用計上額としております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結経常利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に中長期業績に対する貢献度に応じた係数を乗じたものを業績連動報酬として固定報酬に合算して毎月金銭で支給することとしています。

業績指標として連結経常利益を選定した理由は、営業活動のみならず財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であると判断しているためです。

当事業年度における業績連動報酬については、前連結会計年度の連結経常利益等の達成度合いにより決定していますが、2022年度における達成率は57.2%でした。

③ 非金銭報酬の内容

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、当社取締役会が定める期間(2023年4月1日から2026年3月31日までの3事業年度)における業績に関する評価指数の目標値の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する報酬制度を導入しています。現段階では評価期間中であるため、各対象取締役に対して当社普通株式を交付するか否か及び交付する株式数の額は確定しておりません。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月24日開催の第82期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額276百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額72百万円以内と決議されています。なお、第82期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2023年6月27日開催の第89期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、上記の報酬限度額とは別枠で、対象取締役に交付する当社普通株式の総数及び支給される金銭報酬債権の総額を、それぞれ年3万株以内（ただし、3年分累計9万株以内を一括して支給できるものとし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割り当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には当該総数を合理的な範囲で調整する。）及び年額60百万円以内（ただし、3年分累計180百万円以内を一括して支給できるものとする。）とすることが決議されています。なお、第89期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月31日及び2021年5月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）の定めを含む役員報酬に関する規程の改定を決議いたしました。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員である取締役の協議の上決定いたします。

(イ) 決定方針の内容の概要

- A) 社長の基本報酬は、競争力のある水準とし、同業他社及び世間水準を考慮して決定します。
- B) 常勤役員の基本報酬は、社長の基本報酬を基準額とし、役職ごとに定める係数を基準額に乗じて決定します。なお、基準額及び役職ごとに定める係数の決定は任意の指名・報酬委員会に一任します。
- C) 非常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は別途個別に決定します。
- D) 役員報酬の総額における業績連動報酬の割合は概ね15%程度とします。
- E) 社長の業績連動報酬は、連結経常利益等から算出して決定し、これを業績基準額とします。他の常勤役員の業績連動報酬は、役職ごとに定める係数を業績基準額に乗じてそれぞれ一旦決定します。業績連動報酬の総額は連結経常利益等の一定割合を超えな

いものとし、そして社長を含めた個人別の業績連動報酬は中長期業績に対する貢献を加味して最終的に決定します。なお、業績基準額、役職ごとに定める係数の決定及び中長期評価は任意の指名・報酬委員会に一任します。

F) 事後交付型業績連動型株式報酬は、監査等委員である取締役を除く取締役を対象として、当社取締役会が定める期間（2023年4月1日から2026年3月31日までの3事業年度）における業績に関する評価指数の目標値の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する制度です。現段階では評価期間中であるため、各対象取締役に対して当社普通株式を交付するか否か及び交付する株式数の額は確定していません。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討に基づき決定しており、取締役会はその結果を決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、2023年6月27日の取締役会において、各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定を、より客観性および透明性を確保することを目的として任意の指名・報酬委員会に委任する旨の決議を行い、指名・報酬委員会にて決定を行っていません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から賠償責任請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社・孫会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況、 発 言 状 況 及 び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である 取締役（常勤）	平 野 和 久	当期開催の取締役会17回及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。会計及び内部監査に関する専門的知識と豊富な経験に基づき、当社のリスクマネジメント等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である 取締 役	篠 連	当期開催の取締役会17回及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。弁護士及び他の企業の社外取締役等としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のコンプライアンス体制等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である 取締 役	村 尾 信 尚	当期開催の取締役会17回及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。既存の会社経営にとらわれることなく専門的な経験・見識に基づき、社会情勢や国際情勢と照らし合わせて意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である 取締 役	三 谷 宏 幸	当期開催の取締役会17回のうち15回に出席し、また監査等委員会12回のうち10回に出席いたしました。豊富なビジネス経験に基づき、当社の経営並びに業務執行等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である 取締 役	宗 像 雄 一 郎	2023年6月27日就任以降、当期に開催された取締役会14回及び監査等委員会10回すべてに出席いたしました。会計及び監査に関する専門的知識と豊富な経験、海外駐在などによる豊富な国際経験に基づき、意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	89百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	89百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

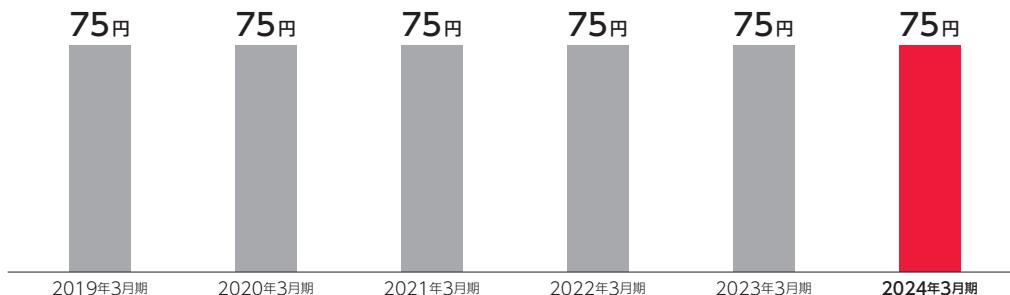
当社は、株主各位に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけ、連結配当性向30%以上を目安に、1株当たり75円を下限とした安定的な配当を基本とする株主還元を実施していきます。内部留保資金につきましては、事業領域拡大の原資及び事業基盤強化に向けた設備投資等に充当していく予定です。

当連結会計年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり75円とすることといたしました。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

(ご参考)【配当金の推移】

1株当たり配当金



■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資 産 の 部	
流 動 資 産	65,410
現金及び預金	11,841
受取手形	661
売掛金	39,208
契約資産	2
有価証券	200
商品及び製品	6,504
仕掛品	1,325
原材料及び貯蔵品	39
その他	5,736
貸倒引当金	△110
固 定 資 産	43,070
有 形 固 定 資 産	28,228
建物及び構築物	6,156
機械装置及び運搬具	5,930
土地	10,994
リース資産	1,659
建設仮勘定	2,370
その他	1,117
無 形 固 定 資 産	2,326
のれん	1,446
その他	879
投 資 そ の 他 の 資 産	12,515
投資有価証券	8,815
長期貸付金	38
長期前払費用	1,594
繰延税金資産	499
その他	3,052
貸倒引当金	△1,485
資 産 合 計	108,480

科 目	金額
負 債 の 部	
流 動 負 債	46,723
支払手形及び買掛金	28,772
短期借入金	8,738
未払金	1,849
リース負債	297
未払法人税等	1,067
未払消費税等	304
契約負債	1,081
賞与引当金	970
その他	3,642
固 定 負 債	8,440
長期借入金	2,043
リース負債	1,191
繰延税金負債	2,209
役員退職慰労引当金	13
退職給付に係る負債	571
長期預り保証金	1,320
資産除去債務	560
その他	529
負 債 合 計	55,164
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	50,120
資本金	15,630
資本剰余金	7,756
利益剰余金	32,202
自己株式	△5,468
その他の包括利益累計額	3,176
その他有価証券評価差額金	3,049
繰延ヘッジ損益	61
為替換算調整勘定	65
非 支 配 株 主 持 分	19
純 資 産 合 計	53,315
負 債 純 資 産 合 計	108,480

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金額	
売上高		348,282
売上原価		315,899
売上総利益		32,383
販売費及び一般管理費		33,095
営業損失 (△)		△711
営業外収益		
受取利息及び配当金	247	
受取保険金	269	
為替差益	110	
その他	430	1,057
営業外費用		
支払利息	81	
貸倒引当金繰入額	60	
その他	110	252
経常利益		93
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	207	225
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	54	
減損損失	193	
災害による損失	124	
その他	13	389
税金等調整前当期純損失 (△)		△70
法人税、住民税及び事業税	1,139	
法人税等調整額	△178	961
当期純損失 (△)		△1,032
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,039

連結株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日 残高	15,630	7,753	34,062	△5,473	51,973
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△820		△820
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,039		△1,039
自己株式の処分		3		6	10
自己株式の取得				△2	△2
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	2	△1,859	4	△1,852
2024年3月31日 残高	15,630	7,756	32,202	△5,468	50,120

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算勘定	その他の包括利 益累計額合計		
2023年4月1日 残高	1,489	49	104	1,642	15	53,631
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△820
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△1,039
自己株式の処分						10
自己株式の取得						△2
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,559	12	△38	1,533	3	1,536
連結会計年度中の変動額合計	1,559	12	△38	1,533	3	△315
2024年3月31日 残高	3,049	61	65	3,176	19	53,315

■ 監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆 善

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須藤 謙

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 里 織

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

シナネンホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 海野 隆 善

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 須藤 謙

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中田 里 織

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な国内子会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、監査役等全体会議（監査等委員、子会社監査役、内部監査責任者）や常勤監査役等連絡会を通じ、意思疎通及び情報交換を図りました。さらに、内部監査部門から、シナネンホールディングス株式会社及び主要な子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務統制に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、電力事業においてはリスクに応じた的確な管理を行うための体制に不十分な点がありましたが、改善策が実行されており、監査等委員会としては、今後もその取り組み状況を注視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

シナネンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平野和久 ㊟

監査等委員 篠連 ㊟

監査等委員 三谷宏幸 ㊟

監査等委員 村尾信尚 ㊟

監査等委員 宗像雄一郎 ㊟

(注) 監査等委員平野和久、篠連、三谷宏幸、村尾信尚及び宗像雄一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場

東京都港区三田三丁目5番19号住友不動産東京三田ガーデンタワー
ベルサール三田ガーデン2F

(以下の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください)



交通のご案内

- J R (山手線・京浜東北線) 田町駅 三田口より徒歩8分
- 地下鉄 (都営浅草線・都営三田線) 三田駅 A3出口より徒歩6分
- 地下鉄 (都営浅草線・京浜急行線) 泉岳寺駅 A3出口より徒歩6分

※ 会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。